指定障害福祉サービス事業所等自主点検表 (訪問系サービス)

居宅介護	
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	

※該当するサービスにチェックを入れること。

法人名	
事業所番号	
事業所名	

盛岡市 保健福祉部 地域福祉課

実地指導事前提出書類一覧

次の書類について、実地指導実施通知に記載の部数を事前に提出するようお願いします。

No.	事前提出書類		ック欄	備考
INO.	争削旋山音規	該当	非該当	順 行
1	事業所自主点検表			
2	運営規程			
3	重要事項説明書			
4	利用契約書			
5	個別支援計画書(直近1年分)・アセスメント(直近1年分)・モニタリング記録(直近1年分)			サービス種別ごとに、利用者1人分の写し
6	身体拘束に係る記録			身体拘束を行っている場合その記録の写し及び身体拘束 実施者1人分の個別支援計画の写し
7	預り金管理規程			預り金等の管理を行っている場合
8	工賃支給規程			生産活動を行い、工賃を支給している場合
9	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(直近3箇月分)・従業者 の資格、職歴等の状況			自主点検表の様式例に記入したもの
10	就業規則			
11	給与規程			
12	事業所の見取り図			
13	パンフレット			作成していない場合省略可
14	利用者一覧表			

- ※ 写しは白黒コピーで構いません。
- ※ 各書類ともクリップ止めで提出願います。
- ※ その他、実地指導当日、必要に応じて資料の提出を求める場合があります。

I 基本方針

I 基本方針						
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項
1 基本方針	•	•	•	•	(1)	利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 ・運営規程 ・基準省令第3条 ・一人の記録 ・でイス記録 ・では、一のでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つでは、一つ
	•	•	•	•	(2)	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 口 口 口 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
	•				(3)	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むこと 口 ができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとしているか。 ・運営規程・基準省令第4条・基準省令第4条・ケース記録・ケース記録・ケース記録
		•			(4)	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により 行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害 者が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれてい る環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び 掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関 する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効 果的に行うものとしているか。
			•		(5)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとしているか。
				•	(6)	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとしているか。

Ⅱ 人員に関	する	基	隼								
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 従業者の 員数	•	•	•	•	(1) 従業:	者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。				·基準条例第6条 ·基準省令第5条	・勤務表(3ヶ月程度)
	•				研 ※す ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ	ビスの提供に当たる従業者は、特定の資格を有する者又はを修了した者(※)であるか。 欠のアからコのいずれかに該当する者とする。なお、コに該当者がいる場合、当該資格・研修名等について記載すること。 介護福祉士 実務者研修修了者 居宅介護職員初任者研修修了者 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 重度訪問介護従業者養成研修修了者 同行援護従業者養成研修修了者 行動援護従業者養成研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 生活援助従事者研修課程修了者					
			•		研修 ※ ジ ア イ	(資格・研修名等): ビスの提供に当たる従業者は、特定の資格を有する者又はを修了した者(※)であるか。 欠のアからウのいずれかに該当する者とする。 同行援護従事者養成研修(一般課程)修了者 居宅介護の従事者要件(※1)を満たし、かつ、視覚障害を有する身体障害者等の福祉の直接業務に1年以上従事した経験を有するもの。 ※(2)のアからコのいずれかに該当すること 国立障害者リハビリティーセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準じる者					
				•	の ※年、る。 ア イ ウ	ビスの提供に当たる従業者は、特定の研修を修了し、障害者接業務に係る経験を持つ従業者(※)であるか。 欠のア又はイのいずれかに該当するものとする。ただし、令和 8月31日までの経過措置として、令和3年3月31日時点におい 次のウに掲げる要件に該当する場合、本項目を満たすものと 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者又は 精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有する者 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修 了者であって、知的障害者又は精神障害者の直接業務に1 年以上の従事経験を有する者 居宅介護の従事者要件(※)を満たし、かつ、知的障害者又は 精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有する者 ※ (2)のアからコのいずれかに該当すること					

点検項目	居宅介護	里度訪問介護	同行援護	行動援護				確認事項	頁	ì	商	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
サービス 提供責任者	•	•	•	•	(1)			是供責任者のうち、1人 に従事している者から専	以上は常勤かつ専ら当該サ 任されているか。	Ľ [- [·基準条例第6条 ·基準省令第5条	・居宅介護計画等で定めた サービス提供時間数(月間 ・従業者の員数 ・利用者数(実利用者数)
	•	•	•	•	(2)	の勤 時間									17/13 12/2/17/13 12/2/
					(3)	に任規 ※※い合	事は、 直複合で 場して がました 直複合で もん はん	いる者から専任されて なのアからエに掲げるい)(※2)に応じて適切に 3箇月の平均値を用い の訪問系サービスを同	ーの事務所で一体的に運営 間、従業者数又は利用者数	供業の営して					
						ア	事業その			マは [_ _ [
						1	【事業	美所の従業者数による基		人以[_ _ [
						ゥ		美所の利用者数による基 所の利用者数が40人又	と準】 .はその端数を増すごとに1.	人以[-				
						I	次の	美所の利用者数による基 ①から③の要件を満た はその端数を増すごと!	す場合、事業所の利用者数	が50 [
	•								供者が3人以上配置されて	いる「	<u> </u>				
								を1人以上配置している ※ 当該事務所におけ 業者として行ったサート 待機時間や移動時間を	る「1 従業者の員数」に係る ごス提供時間(事業所におけ ごのでである。)が、1月当たり30時間	る従 ける					
								内であるサービス提供 サービス提供責任者かいる(※)こと。	責任者をいう。 行う業務が効率的に行われ	1T [<u> </u>				
								※ 次の<1>から<3>に 率化が図られているこ	:掲げること等により、省力(とをいう。	比·効					
								<1>勤務調整(シフト管の活用により、迅速な調	理)について、業務支援ソフ 間整をしていること	小等					
								等)について、タブレット	支援計画やサービス提供記 ・端末やネットワークシステ♪ □情報共有していること						
								り、複数のサービス提供	E担当や副担当を定める等(共責任者が共同して対応すっ 夏に対しチームで対応してい	る体					

点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護			T i	認事項		j	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 サービス 提供責任者 (続き)					(4)	当該アから ビス提供責	らウに掲げるいず 責任者は、次のア	れかの基準を からウに掲げ	Eれており、(3)におし 使用した場合、当該 る基準のとおり、事 (2)されているか。	サー				·基準条例第6条 ·基準省令第5条	・居宅介護計画等で定めたサービス提供時間数(月間・従業者の員数・利用者数(実利用者数)
						※2 複数 いる場合、 合算して第		スを同一の事 提供時間、従 る。	務所で一体的に運営 業者数又は利用者数						
							換算方法により、 とおり配置されて		に掲げるいずれかの	D基					
							小数点第一位に対		する。 提供時間を450で除	1 7 1					
							事業所の月间の 得られた数以上	延へサービス	佐供時间を430で除						
							従業者数を10で								
							利用者の数を40								
	•						のサービス提供 の基準のとおり配)①から③に掲げるし と	ハす					
								を増すごとに	是供時間(※1)が45 人」として算出した勢						
							※2 このとき6.	人以上である ^均 2を乗じて3で	引や移動時間を除く。 易合、以降「から1を 除した数(1の位にり ことする。	咸じ					
									はその端数を増すこ 51を減じた数以上	ا 1اع					
								を乗じて3で除	合、以降「から1を減 した数(1の位に切り ことする。						
									はその端数を増すこ 61を減じた数以上	בוב'					
								を乗じて3で除	合、以降「から1を減 した数(1の位に切り ことする。						
					(5)	エの基準を	を使用した場合、	常勤のサービ	まれており、(3)におし ス提供責任者は、次 i切に配置されている	のと					
	•		•	•		・利用者が ・利用者が ・利用者が ・利用者が ・利用者が	「50人から200人 「50人から200人 「201人から300人 「301人から350人 「351人から450人 「451人から500人 「501人から600人	以下:3人以上 以下:4人以上 以下:5人以上 以下:6人以上 以下:7人以上 以下:8人以上							
						※2 複数 いる場合、		スを同一の事	する。 務所で一体的に運営 業者数又は利用者数						

点検項目	宅 介 護	重度訪問介護	司亍爰蒦	亍协爰蒦	_		確認事項		適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 サービス 提供責任者 (続き)				(に従事し 任者は、	ービス提供責任者が常勤かつ ている者から専任されている場 次のアからエに掲げるいずれか 1)(※2)に応じて適切に配置(?	合、当該サービス提供責 への基準のとおり、事業の				·基準条例第6条 ·基準省令第5条	・居宅介護計画等で定めたサービス提供時間数(月間・従業者の員数・利用者数(実利用者数)
						※2 複 いる場合 合算して	近3箇月の平均値を用いることと 数の訪問系サービスを同一の事 、当該サービスの提供時間、従 算出するものとする。 、以上は必ず配置される必要が	務所で一体的に運営して 業者数又は利用者数を					
							業所の月間延べサービス提供						
						事	事業所における待機時間や移 業所の月間延ベサービス提供時 数を増すごとに1人以上						
					_	-	業所の従業者数による基準】 業所の従業者数が20人又はその						
					_	上							
						-	業所の利用者数による基準】 業所の利用者の数が10人又はそ L	その端数を増すごとに1人					
				(当該アか ビス提供	提供責任者に非常勤職員が含からウに掲げるいずれかの基準を責任者は、次のアからウに掲げ 1)(※2)に応じて適切に配置(と使用した場合、当該サー 『る基準のとおり、事業の					
						※2 複いる場合合算して	近3箇月の平均値を用いることと 数の訪問系サービスを同一の事 、、当該サービスの提供時間、従 算出するものとする。 、以上は必ず配置される必要が	務所で一体的に運営して 業者数又は利用者数を					
							助換算方法により、次の①から(のとおり配置されていること(※)	③に掲げるいずれかの基					
							小数点第一位に切り上げた数。						
							当該事業所の月間の延べサーで除して得られた数						
							○ 従業者数を20で除して得られ ○ 利用者の数を10で除して得ら						
					_	イ常	動のサービス提供責任者を、次におり配置していること						
							「事業所の月間延べサービス時間又はその端数を増すごと(※2)から1を減じた数以上 ※1 事業所における待機時 ※2 このとき6人以上である た数以上」を「に2を乗じて3で	に1人」として算出した数 間や移動時間を除く。 場合、以降「から1を減じ 「除した数(1の位に切り上					
						(2	げた数)以上」と読み替えるこ 「事業所の従業者数が20人又						
							1人」として算出した数(※)か ※ このとき6人以上である場 数以上」を「に2を乗じて3で除	ら1を減じた数以上 合、以降「から1を減じた					
							げた数)以上」と読み替えるこ	ととする。					
						(3	「事業所の利用者数が10人又 1人」として算出した数(※)か ※ このとき6人以上である場	ら1を減じた数以上 合、以降「から1を減じた					
							数以上」を「に2を乗じて3で除げた数)以上」と読み替えるこ						
				(提供責任者は、特定の資格を存 (※)であるか。	すする又は研修を修了し					
					[アからオのいずれかに該当する 養福祉士	ó者とする。 					
						.	^{受佃证工} 悠者研修修了者		-				
							隻職員基礎研修修了者 它介護従業者養成研修修了者						
•					_	オ 居 ⁵	と介護職員初任者研修修了者で ○以上の従事経験(※)を有する		_				
						3年	1級課程又は当該研修を修了し 以上の実務経験を要件としない	いもの。					
						カー介語	蒦保険法上の指定訪問介護事業	産所に置くべきサービス提	ı	l	l		I

Ⅱ 人員に関	する	基	隼									
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護			確認事項	適	不適	非該当	根拠法令•条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2 サービス 提供責任者							ビス提供責任者は、特定の資格を有する又は研修を修了し 業者(※)であるか。				·基準条例第6条 ·基準省令第5条	・居宅介護計画等で定めたサービス提供時間数(月間)
(続き)						* *	次のアからカのいずれかに該当する者とする					・従業者の員数 ・利用者数(実利用者数)
						ア	介護福祉士かつ同行援護従業者養成研修応用課程修了者	_				
						1	実務者研修修了者かつ同行援護従業者養成研修応用課程修了者					
			•			ゥ	介護職員基礎研修修了者かつ同行援護従業者養成研修応 用課程修了者					
						I	居宅介護従業者養成研修修了者かつ同行援護従業者養成 研修応用課程修了者					
						オ	同行援護従業者養成研修応用課程及び居宅介護職員初任 者研修を修了し、かつ、介護等の業務に3年以上の従事経 験(※)を有する者					
							※ 1級課程又は当該研修を修了した看護師等については、 3年以上の実務経験を要件としないもの。					
						カ	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者					
					(10)		ビス提供責任者は、特定の研修を修了し、障害者の直接業 係る経験を持つ従業者(※)であるか。					
						年3. て、?	次のア又はイのいずれかに該当する者とする。ただし、令和6 月31日までの経過措置として、令和3年3月31日時点におい 欠のウからキに掲げるいずれかの要件に該当する場合、本項 満たすものとする。	l				
						ア	行動援護従事者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有する者					
						1	強度行動障害支援者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有する者					
						ゥ	介護福祉士であって、知的障害児者又は精神障害者の直接 業務に5年以上の従事経験を有する者					
				•		I	実務者研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有する者					
						オ	介護職員基礎研修修了者であって、知的障害児者又は精神 障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有する者					
						カ	居宅介護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有する者					
						+	居宅介護職員初任者研修を修了し、かつ、介護等の業務に 3年以上の従事経験(※)を有する者であって、知的障害児 者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有 する者	_				
							※ 1級課程又は当該研修を修了した看護師等については、 3年以上の実務経験を要件としないもの。					
3 管理者					(1)	る者 業所	 者は、事業所ごとに配置されており、専らその職務に従事す (※)であるか。また、他の職務を兼ねている場合は、当該事の管理業務に支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに するか。	l			·基準条例第7条 ·基準省令第6条	・管理者の出勤状況 ・管理者の指揮監督の状況 ・管理者の資格を証する書 類
							当該事業所の従業者でなくても差し支えない。 当該事業所の従業者としての職務に従事する場合					
			•			1	当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内 (※)にある事業所等における管理者又は従業者としての職 務に従事する場合					
							※ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等の範囲 とする。					

ш	設備	/一月月	-t- z	甘淮
ш	5文 V用	マース	9 0	本华

<u> </u>	・ 偏し	96	李1	<u>F</u>						
点検	項目	居宅介護	訪	同行援護	動援	確認事項	適	不適	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 設備品等	備及び	•	•	•	•	 (1) 事業者は、事業を行うために必要な広さの区画(※1)を有するとともに、当該区画については、適切なスペース等(※2)が確保されているか。 ※1 事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等により明確に区分している場合又は区分はされていないが業務に支障がない程度の区画が明確に特定されている場合、そのことに代えても差し支えない。 ※2 利用申込の受付、相談、計画作成会議等に対応可能であり、かつ、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造であるものとする。 			·基準条例第9条 ·基準省令第8条	•平面図 •設備·備品等一覧表
		•	•	•	•	(2) 事業を行うために必要な広さの区画のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか(※)。※ 利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。			·基準条例第9条 ·基準省令第8条	•平面図 •設備•備品等一覧表

Ⅳ 運営に関	する	5基	<u>準</u>				1	<u> </u>	1	r	T
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 内容及び 手続の説明 及び同意					(1)	サービスの利用申込みがあったときは、利用申込者に対し、次の アから力に掲げる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、 支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。				·基準条例第10条 ·基準省令第9条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書(保護者の署 名・捺印)
						運営規程の概要(「IV 27 運営規程」に示す内容を含むこ ア と)					・その他保護者に交付した 書面
						イ 従業者の勤務体制	-				
						ウ事故発生時の対応					
	•	•	•	•		苦情処理の体制 エ (苦情受付担当者、苦情解決責任者、盛岡市障がい福祉課 の連絡先、支給決定市町村窓口)					
						提供するサービスの第三者評価の実施状況(※) (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の 者 名称、評価結果の開示状況)					
						※ 未実施の場合、その旨を記載すること カーその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ					
					(2)	る重要事項 サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特	F 🗆				
						性に応じた適切な配慮をしつつ、利用者に対し、次のアからオに 掲げる事項を記載した書面を交付しているか。					
						ア事業の経営者の名称及び主たる事業所の所在地	I^-				
	•	•	•			イ 事業の経営者が提供するサービスの内容 ウ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項					
						エ サービスの提供開始年月日 オ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口					
2 契約内容					(1)	カーリーこへに係る占領を受け付けるための思ロ サービスの提供に係る契約が成立した時は、次のアからオに掲げ				・基準条例第11条	・受給者証の写し
の報告等					,	る事項(以下「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証 に記載しているか。				•基準省令第10条	•契約内容報告書
						ア当該事業者及びその事業所の名称	1	1			
			•			イ サービスの内容 ウ 契約支給量	1	1			
						工製約日	1	1			
					(2)	オ その他の必要事項 受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、利用者の支給量を					
	•	•	•	•		超えていないか。					
	•	•	•	•	(3)	サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その 他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。					
		•	•	•		受給者証記載事項に変更があった場合、(1)から(3)までに準じて取り扱っているか。					
3 提供拒否 の禁止					(1)	正当な理由(※)がなく、サービスの提供を拒んでいないか。 ※ 次のアからエまでに掲げる場合によるもの				·基準条例第12条 ·基準省令第11条	・利用申込みに対応できなかったケースの記録・関係 機関との調整を証する書類
						ア 現員からは利用申込みに応じきれない場合	-				(打合せ結果等)
						イ 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場	+				
			•	•		ウ 事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を 定めており、その上で、これに該当しない者から利用申込み があり、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供					
						することが困難な場合 エー 入院治療が必要な場合	-				
4 連絡調整					(1)	サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは				・基準条例第13条	・サービス担当者会議録
に対する協力						特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に対し、できる限り協 力しているか。				・基準省令第12条 ・居宅介護(家事援助)の適	
	•	•	•	•						切な実施について(H28.3.10 障障発0310第1号)	
E # 12=					/41	車業形の海帯の車業の中佐地は笠と地宮! ショウス ギニ・リ		_	_	. 甘淮久原竺44夕	・利用中等の一場でできた。
5 サービス 提供困難時 の対応	•	•	•	•	(1)	事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し 自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、 適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ ているか。				·基準条例第14条 ·基準省令第13条	・利用申込みに対応できなかったケースの記録・関係 機関との調整を証する書類 (打合せ結果等)
6 受給資格 の確認					(1)	サービスの提供を求められた場合、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確				·基準条例第15条 ·基準省令第14条	・受給者証の写し
		•				かめているか。					
7 支給申請 上の必要な 援助	•	•	•	•	(1)	支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに支給申請に必要な援助を行っているか。				·基準条例第16条 ·基準省令第15条	・支給申請に係る書類 ・相談援助の記録
					(2)	支給決定の有効期間の終了に伴い、引き続き利用者がサービス	-				
	•	•	•	•		を利用する意向がある場合、サービスに係る支給決定に通常要 すべき標準的な期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって支給申請 を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行っているか。					

Ⅳ 運営に関	する	る基	進								
点検項目	居宅介護	訪問	同行援護	動援		確認事項	適	不適	非該当	根拠法令•条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
8 心身の状 況等の把握	•	•	•	•	れて	ビスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かいる環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用はの地握に努めているか。				·基準条例第17条 ·基準省令第16条	・利用者のアセスメントの記録・ケース記録(医療機関や他の事業所からの情報を確認した記録)
9 指定障害 福祉サービ ス事業者等 との連携等	•	•	•	•	したi の他	ビスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視 運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密 連携に努めているか。				·基準条例第18条 ·基準省令第17条	・個別支援計画 ・ケース記録(各関係機関と の連絡調整に関する記録)
	•	•	•	•	て適 スを	切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービ 提供する者との密接な連携に努めているか。					
10 身分を 証する書類 の発行	•	•	•	•	用者 指導 ※ : 業者	者に身分を証する書類(※)を携行させ、初回訪問時及び利 て又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を しているか。 当該書類(証書又は名札等)には、事業所の名称及び当該従 の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職 記載を行うことが望ましいものである。				·基準条例第19条 ·基準省令第18条	・身分証明書の携行の確認
11 サービス の提供の記						ビスを提供した際は、次のアからオに掲げる事項を、 <u>サービ</u> 提供の都度記録しているか。				·基準条例第20条 ·基準省令第19条	
録					ア	サービスの提供日					旨を証する書類)
			•			提供したサービスの具体的内容(※)					
		u	•			※ 例として、身体介護と家事援助の別等が考えられる。					
						実績時間数 利用者負担額等			_		
					オ	その他利用者に対して伝達すべき必要な事項					
	•	•	•	•		者は、(1)の記録に際しては、サービスを提供したことについ 利用者の確認を受けているか。					
12 利用者 等に求める ことのできる 金銭の支払 の範囲等	•	•	•	•	の使	者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭 途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支払を求ことが適当であるものに限られているか。				·基準条例第21条 ·基準省令第20条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・利用契約書 ・日常生活費に係る経理規程類 ・日常生活費に係る利用者
					の使	者から金銭を受領している場合、利用者等に求める金額、そ 途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利 に交付し、説明を行うとともに、利用者の同意を得ているか					への負担額の算定根拠を 示す書類 ・会計帳簿(収入支出の決 裁書類、支払伝票)、通帳 類
	•	•	•	•	(※)						・利用者に交付した領収書 (控え) ・定期的な精算を証する書 類と精算額の利用者からの 領収書(控え)
13 利用者 負担額等の	•	•	•	•	(1) 利用	者から利用者負担額の支払いを受けているか。				・基準条例第22条・基準省令第21条	・利用者負担金の請求通知 書類
受領	•	•	•	•		 代理受領を行わない支援提供の場合、基準額の支払いを受いるか。				Z+1 N N	・領収証控え ・重要事項説明書
						tび(2)の支払を受けるほか、「交通費の額の支払(※)」以外の を受けていないか。					
	•	•	•	•	おい	利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に てサービスを提供する場合に要した交通費(移動に要する実 の額の支払のこと					
	•	•	•	•		ら(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合、利用者に 、領収証を交付しているか。					
	•	•	•	•	者に)費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同得ているか。					
14 利用者 負担額に係	•	•	•	•	(1) 利用	者負担上限額を管理を行うべき事業者であるか。				·基準条例第23条 ·基準省令第22条	・利用者負担額等の管理を 証する書類(市町村、関係
る管理	•	•	•	•		での障害福祉サービス事業者の利用者負担額をもとに適切に 者負担額合計額を算定しているか。					障害福祉サービス事業者との連絡・調整を示す書類) ・市町村、関係障害福祉
	•	•	•	•	(3) 利用	者負担額合計額を市町村に報告しているか。					サービス事業者への通知控え
	Ë	F	•		(4) 他の か。	障害福祉サービス事業者に利用者負担額等を通知している					
15 介護給 付費の額に 係る通知等	•	•	•	•	(1) 法定 給を	代理受領により市町村からサービスに係る介護給付費の支受けた場合、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費を通知しているか。				·基準条例第24条 ·基準省令第23条	・介護給付費を受領した旨の利用者への通知控え
	•	•	•	•	合、	代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場利用者に対し、提供したサービスの内容、費用の額その他必認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付してか。					・サービス提供証明書の写し

IV 運営に関	する	る基	準			1			T	
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
16 サービス の基本取扱 方針		•	•	•	(1) サービスは、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを目指し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、漫然かつ画ー的になものにならないよう適切に提供されているか。				·基準条例第25条 ·基準省令第24条	
	•	•	•	•	(2) 目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、個別支援計画の見直しを行うなど、常にその改善を図っているか。					
17 サービス の具体的取 扱方針					(1) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切な サービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得するなど、研鎖 を行っているか(※)。 ※ 次のアからエに掲げる方針によるものとする。				·基準条例第26条 ·基準省令第25条	
					ア サービスの提供に当たって、個別支援計画に基づき、利用 者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと					
	•	•	•	•	イ サービスの提供に当たって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと ウ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと	J				
					エ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと					
18 個別支援計画の作成	•	•	•	•	(1) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき課題を明らかにしているか(以下「アセスメント」という。)。				·基準条例第27条 ·基準省令第26条 「平成18年10月31日障発第 1031001号厚生労働省社 会·援護局障害保健福祉部 長通知第二·2·(4)·②·⑤」 参照。(報酬留意事項通知)	書類
					(2) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活 全般の状況及び希望等を踏まえて、アセスメントに基づき、援助 の方向や目標を明確にした上で、次のアからエに掲げる事項を記 載した個別支援計画を作成しているか。	1				
	•	•	•	•	ア 担当する従業者の氏名					
					イ 従業者が提供するサービスの具体的内容					
					ウ 所要時間					
					工 日程					
					(3) サービス提供責任者は、個別支援計画を作成した際は、利用者 及びその同居の家族にその内容を説明(※)するとともに、当該個 別支援計画を交付しているか。 ※ 目標、内容、その実施状況及び評価について、理解しやすい					
	•	•	•	•	方法で説明を行うものとする。					
					(4) サービス提供責任者は、個別支援計画作成後においても、当該 計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて計画 の変更を行っているか。	_				
	•	•	•	•						
					(5) 個別支援計画に変更が生じた場合、(1)~(3)に準じて取り扱っているか。					
	•	•	•	•						
					(6) 個別支援計画を作成するほか、「支援計画シート」等(※)を作成 するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか。					
				•	※ 事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、かつ、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うためのものとする。					
19 同居家 族に対する サービス提 供の禁止	•	•	•	•	(1) 従業者の同居の家族である利用者に対して、当該従業者がサービスの提供していないか。				·基準条例第28条 ·基準省令第27条	・利用者一覧表 ・従業者一覧表 ・勤務割表 ・個別支援計画

Ⅳ 運営に関	する	5基	準		<u> </u>		Ţ					
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護			確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
20 緊急時 等の対応	•	•	•	•		変が 緊急 等の	者がサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急生じた場合その他の必要な場合は、運営規程に定められた時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う必要な措置を講じているか。				・基準省令第28条	・緊急時対応マニュアル・ケース記録
21 利用者 に関する市 町村への通 知	•	•	•	•	(1)	介護	ビスを受けている利用者が偽り、その他不正な手段によって 給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、 を付して市町村に通知しているか。				·基準条例第30条 ·基準省令第29条	・市への報告書
22 管理者 及びサービ ス提供責任	•	•	•	•	(1)	てい	者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っるか。 者は、従業者に基準条例の規定を遵守させるために必要な				·基準条例第31条 ·基準省令第30条	・ケア会議録・サービス提供記録・ケース会議記録(複数例を
者の責務	•	•	•	•	,_,	指揮	命令を行っているか。					確認のこと)
	•	•	•	•		務の のサ	ビス提供責任者は、個別支援計画の作成・交付・変更等の業 ほか、利用申込に係る調整及び従業者に対する技術指導等 ービスの内容の管理等を行っているか。				++ :#- #Z T1 ##T 0.0 #Z	VEP 324 1-10 TO
23 運営規 程					(1)	か。	規程において、次のアからケに掲げる事項を規定している				·基準条例第32条 ·基準省令第31条	運営規程
							事業の目的及び運営の方針					
							従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間					
						エ	サービスの内容(※)並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額					
							※ 身体介護、通院等介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助に係るサービスの内容とする。					
						オ	通常の事業の実施地域					
						カ	緊急時等における対応方法					
						+	事業の主たる対象とする障害の種類(※)					
							※ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合に限る。					
		•				ク	虐待の防止のための措置に関する事項(※)					
							※ 次の①から⑤に掲げる内容とする。					
							① 虐待の防止に関する責任者の選定・設置					
							② 成年後見制度の利用支援					
							③ 苦情解決体制の整備					
							④ 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止を啓発・ 普及するための研修(※)の定期的な実施	П				
							※ 当該研修に係る研修方法や研修計画等についても 記載すること					
							⑤ 虐待防止委員会(「IV 32の2 虐待の防止」参照)の設置等に関すること(※)					
							※ 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の 従業者への周知徹底並びに当該担当者等について記 載すること					
24 介護等					(1)		その他運営に関する重要事項 ビスの提供に当たって、入浴・排泄・食事等の介護又は調				•基準条例第33条	┃ ┃ ・個別支援計画
の総合的な 提供 25 勤務体	•	•				理、注 偏っ 利用	洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供し、特定の援助に ていないか。 者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、				·基準省令第32条 ·基準条例第34条	·勤務表
制の確保						事項	者の勤務体制を定めているか。また、次のアから才に掲げるを明確にした勤務表を、原則として月ごとに作成しているか。 日々の勤務時間				・基準省令第33条	·勤務実績表 ·研修計画表 ·研修記録
	•	•	•	•								
							管理者との兼務関係					
					(2)		サービス提供責任者である旨 事業所の従業者(※)によってサービスを提供しているか。					
	•	•	•	•	(2)	* J	電用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮 下にある従業者のこと	J]]		
	•	•	•	•	(3)	従業るか	者の資質の向上のために、研修への参加機会を確保してい					
					(4)	職場た言り、従	。 において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ 業業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明 等の必要な措置(※1)(※2)を講じているか。					
	•	•	•	•		スに業情等※スにへ行の火お者・が2火応の為取	具体的には、「職場におけるハラスメント(セクシュアルハラントやパワーハラスメントのこと。以下同じ。)の内容及び職場けるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従に周知・啓発すること」や「職場におけるハラスメントに係る苦目談のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること」で考えられる。 上記のほか、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラント)の防止のために、事業主は、雇用上の配慮として「相談じ、適切に対応するために必要な体制の整備」及び「被害者配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応及び者に対して1人で対応させない等)」並びに「被害防止のため組(マニュアル作成、研修の実施等)」について実施することましい。					
<u> </u>												<u> </u>

IV 運営に関	する	基	<u>準</u>				_		<u> </u>	Γ	1
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
25の2 業務 継続計画の					(1)	業務継続計画(※)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ講じるよう努めているか。	<u> </u>			・基準条例第34条の2 ・基準省令第33条の2	・業務継続計画 ・研修及び訓練の記録
作成等 【経過措置 期間中(令 和6年3月 31日まで)】	•	•	•	•		※ 感染症や非常災害の発生時にあっても、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時の体制による早期の業務期を図るための計画をいう。					
31 日本 C/1					(2)	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施するよう努めているか。					
	•	•	•	•							
	•	•	•	•	(3)	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うよう努めているか。					
26 衛生管 理等	•	•	•	•	(1)	従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	,			·基準条例第35条 ·基準省令第34条	・感染症予防のための対応 聴き取り、事業所内の衛生
【経過措置 期間中(令	•	•	•	•	(2)	事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めている か。	, _				状況の確認 ・感染症防止のためのマ ニュアル
和6年3月 31日まで)】					(3)	事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない うに、次のアからウに掲げる措置を講じるよう努めているか。	よ				・インフルエンザ対策の実施 状況 ・介護用品の状況(消耗品
						ア 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(※)を定期的に開催す とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること	る				含む)
	•	•	•	•		※ テレビ電話装置等を活用して行うことができる。					
						イ 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること					
						ウ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること					
27 掲示					(1)	事業所の見やすい場所に、次のアからウの重要事項を掲示(※) しているか。				·基準条例第36条 ·基準省令第35条	・掲示物(実際に確認のこと)
						※ 当該重要事項を記載した書面を利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形(ファイル等)で事務所に備え付けることとしても差し支えない。					
	•	•	•	•		ア 運営規程の概要					
						イ(従業者の勤務の体制					
27の2 身体					(1)	ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急や				・基準条例第36条の2	•個別支援計画
対東等の禁止 【経過措置 期間終了	•	•	•	•		むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。				・基準省令第35条の2 ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応 の手引き(令和4年4月厚生 労働省社会・援護局 障害	・身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されてい る記録、理由が分かる書類
<u>(令和4年3</u> 月31日ま					(2)	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次のアからエに掲げる 項を記録しているか。	F			保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)	
<u>で)】</u>						ア 態様及び時間					
	•	•	•	•		イ 利用者の心身の状況					
						ウ 緊急やむを得ない理由 エ その他必要な事項					
					(3)	エーでの他の安な事項 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者又は家族					
						に説明を行い、事前に同意を得ているか。					
	•		•	•							
					(4)	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)(※1)(※2)について、 業所に従事する幅広い職種(※3)により構成し、定期的(※4)に 開催(※5)しているか。	\$				
	•	•	•	•		※1 事業所単位でなく、法人単位での設置が可能 ※2 虐待防止委員会と一体的に設置・運営(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)しても差し支えない。 ※3 このほか第三者や専門家を活用することが望ましく、その2	5				
						策として、医師(精神科専門医等)や看護職員等の活用が考えられる。 ※4 1年に1回は開催することが望ましい。 ※5 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。					

IV 運営に関	する	3基	準								1	ı			
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護			確	 霍認事項			適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
27の2 身体 拘束等の禁止(続き) 【経過措置 期間終了 (令和4年3	•	•	•	•	(5)	担を明確に	重化検討委員会 するとともに、専 決めているか。							・基準条例第36条の2 ・基準省令第35条の2 ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応 の手引き(令和4年4月厚生 労働省社会・援護局 障害 保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)	る記録、理由が分かる書類
<u>月31日ま</u> で)】					(6)	身体拘束道施している:	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会において、	次のアから	かについて実				地域生冶又拨推進至)	
						ア 身体技	向束等について	報告するため	の様式を整	備すること					
							句束等の発生ごの の様式に従い、								
	•	•	•	•			向束適正化検討 を集計し、分析す		いて、イによ	り報告された					
						原因、	向東等の発生時 結果等をとりま。 けること								
							された事例及び分	分析結果を従	だ業者に 周知	1徹底すること					
						力適正化	比策を講じた後に	こ、その効果	について検討	正すること					
					(7)		等の適正化のた を盛り込んでい		を整備し、次の	のアからキに					
						ア事業所方	所における身体技	拘束等の適コ	E化に関する	基本的な考え					
						イ 身体技	向束適正化検討 頁	委員会その何	他事業所内	の組織に関す					
						ウ身体技	向束等の適正化	のための職員	員研修に関す	する基本方針					
	•	•	•	•			所内で発生した身 基本方針	身体拘束等 <i>0</i>	D報告方法等	等の方策に関					
						オー身体技	向束等発生時の	対応に関する	る基本方針						
						カー利用を	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	該指針の閲覧	覧に関する基	基本方針					
						キ その他	也身体拘束等の	適正化の推議	進のために娘	必要な基本方					
					(8)	修という。)	の適正化のたる (※1)について、 いた研修プログラ	「身体拘束等	等の適正化の	のための指					
	•	•	•	•		一体的に実 束等の適正 いて身体拘 正化研修を	所内で行う職員研究を持ちませる場合又は 医化について取り 東等の適正化に 実施しているもの 別以上とする。	は他の研修プ り扱う場合(虐 こついて取り	プログラムに ≧待防止に関 扱う等)は、	おいて身体拘 する研修にお 身体拘束等適					
	•	•	•	•	(9)	新規採用時か。	には、必ず身体	×拘束等適正	化研修を実	施している					
	•	•	•	•	(10)	身体拘束等	適正化研修の 9	実施内容につ	ついて記録し	ているか。					
28 秘密保 持等	•	•	•	•		用者又はそ	の家族の秘密を	を漏らしていフ	ないか。					·基準条例第37条 ·基準省令第36条	・就業規則 ・従業者の誓約書 ・重要事項説明書(利用者・ 家族の情報を他機関に情報 提供する旨の記載箇所)
	•	•	•	•		知り得た利 用時に取り	「管理者であった 用者又はその家 決めるなど必要	族の秘密を な措置を講し	漏らすことか じているか。	「ないよう、雇					た供9 る目の記載箇所) ・利用者・家族の同意書(個 人情報同意書)
	•	•	•	•		供する際は 同意を得て	-	て書により当	該利用者又	はその家族の					
29 情報の 提供等	•	•	•	•	(1)	ことができる	利用しようとする るように、事業者 うよう努めている	が実施する						·基準条例第38条 ·基準省令第37条	・パンフレット等
	•	•	•	•	(2)		て広告する場合 ていないか。	において、そ	その内容を虚	協又は誇大					

N 運営に関	する	基	進			
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項 「適」 「本語」 「本語 「本語	根拠法令・条例 確認すべき事項 (関係法令) (資料・帳簿等)
30 利益供 与等の禁止	•	•	•	•		基準条例第39条 基準省令第38条
	•	•	•	•	(2) 一般相談支援事業若しくは特定支援事業を行う者若しくは他の障 ロ ロ	
31 苦情解 決	•	•	•	•	速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を 設置する等の必要な措置を講じているか。 ・	基準条例第40条 基準省令第39条 「社会福祉事業経営者によ・契約書 る福祉サービスに関する苦・事業所の掲示物
	•	•	•	•	ているか。	情解決の仕組みの指針に 苦情者への対応 ついて」(平成12年6月7日 苦情対応マニュアル
	•	•	•	•	(3)利用者又はその家族からの苦情に関して県又は市が行う調査に □ □ □ -	寸け障第四五二号・社援第 ・市からの指導または助言 ー三五二号・老発第五一四 を受けた場合の改善したこ 号・児発第五七五号) とが分かる書類
	•	•	•	•	(4) 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合に は、(3)の改善の内容を当該都道府県知事等に報告しているか。	
	•	•	•	•	(5) 苦情等に対する岩手県福祉サービス運営適正化委員会(岩手県 ロ ロ ロ 社会福祉協議会)が行う社会福祉法第85条に規定する調査又は あっせんにできる限り協力しているか。	
32 事故発 生時の対応	•	•	•	•	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都 口 口 口 道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準条例第41条 基準省令第40条 ・事故対応マニュアル ・市・家族等への報告記録 ・事故の対応記録 ・ヒヤリハットの記録 ・再発防止の検討記録 ・損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料
	•	•	•	•	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録して □ □ いるか。	
	•	•	•	•	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した □ □ □ 場合、損害賠償を速やかに行っているか。	
32の2 虐待 の防止 【経過措置 期間終了 (令和4年3 月31日ま で)】		•	•	•		基準条例第41条の2 基準省令第40条の2 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で
	•	•	•	•	(2) 虐待防止委員会について、構成員の責務及び役割分担を明確に ロ ロ するとともに、専任の虐待防止担当者(※)を決めているか。 ※ サービス提供責任者等とする。	
	•	•	•	•	(3) 虐待防止委員会の開催については、事業所の管理者及び虐待防 □ □ □ □ 止担当者が参画しているか(※)。 ※ 管理者及び虐待防止担当者が参画していれば、最低人数は問わないもの	

IV 運営に関	する	5基	準					_	_	I	1
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項	適	不適	非該当	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
32の2 虐待 の防止(続						虐待防止委員会において、次のアからカについて実施している か。				・基準条例第41条の2・基準省令第40条の2	・委員会議事録・研修を実施したことが分か
(経過措置						ア 虐待(不適切な対応事例も含む。)が発生した場合、当該事 案について報告するための様式を整備すること	-				る書類 ・担当者を配置していること が分かる書類
期間終了 (令和4年3 月31日ま で)】						イ 虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、ア の様式に従い、虐待について報告すること					
<u> </u>						ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計 し、分析すること	-				
	•	•	•	•		エ 虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること					
						オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること					
						カ 報告された事例及び分析結果並びに検討結果を従業者に 周知徹底すること	-				
						キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること					
					(5)	虐待防止のための指針(※)を整備するよう努めているか。					
						※ 次のアからキの事項等を定めたもの					
						ア事業所における虐待防止に関する基本的な考え方					
						イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項					
		•	•			ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針					
						エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針					
						オー虐待発生時の対応に関する基本方針					
						カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針					
						キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針					
					(6)	虐待の防止のための研修(以下「虐待防止研修」という。)(※1) について、虐待防止委員会が作成した研修プログラムにより、定 期的(※2)に実施しているか。					
	•	•	•	•		※1 施設内で行う職員研修のほか、協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修への参加で差し支えない。※2 年1回以上とする。					
	•	•	•	•	(7)	新規採用時には、必ず虐待防止研修を実施しているか。					
	•	•	•	•	(8)	虐待防止研修の実施内容について記録しているか。					
33 会計の 区分	•	•	•	•	(1)	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他 の事業の会計と区分しているか。	-			·基準条例第42条 ·基準省令第41条	・収支予算書・決算書等の 会計書類
34 記録の					(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				・基準条例第43条	・職員名簿
整備	•	•	•	•	(2)	次のアからカに掲げる書類について、サービス提供を行った日か				·基準省令第42条	・設備・備品台帳 ・帳簿等の会計書類 ・サービス提供の記録 ・個別支援計画
						ら、少なくとも5年以上保存しているか。 ア サービスの提供の記録					・・ ・身体拘束の記録 ・・ 苦情処理の記録
						イ 個別支援計画	1				•事故記録等
	•	•	•	•		ウ 身体的拘束等の記録					
						エ 苦情の内容等に係る記録	1				
						オ事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1				
						カー市町村の通知に係る記録					

Ⅴ 変更の届		重				
点検項目	居宅介護	一度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	
1 変更届等 の提出	•	•	•	•	(1) 変更届を10日以内に盛岡市に提出しているか。 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
	•	•	•	•	(2) 給付費の算定に関する事項(報酬単位の引き上げや加算の追加 等の変更)は、適用月を見据えて事前に提出されているか。	
	•	•	•	•	〈変更届提出事項〉 ・事業所の名称・事業所の所在地 ・申請者(設置者)の名称 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名及び住所 ・定款 ・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 ・医療法の許可を受けた病院または診療所であること ・事業所の平面図及び設備の概要・事業所の管理者の氏名及び住所 ・事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 ・事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 ・主たる対象者 ・運営規程 ・協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容 ・介護給付費算定に係る事項	

VI 報酬算定	及(グ取	扱し	١		I	I	_	T	T
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 基本事項	•	•	•		(1) 告示に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (2) 一円未満の端数があるときは、切り捨てて算定しているか。					
1の2 追 加·変更の 時期 (原則)	•	•	•		届出に係る加算等(算定される単位数が増えるもの)については、利用者 や相談支援事業所に対する周知期間を確保するため、届出が15日以前 であれば翌月、16日以降であれば翌々月から適用しているか。				・留意事項第一の1	・変更届(控え) ・介護給付費・訓練等給 付費等明細書(控え)
2 本体報酬(所要時間)	•		•		(1) おおむね2時間以上の間隔を空けているか。				・別表第1の1 ・留意事項第二の2(1)③	·介護給付費等明細書 (控え)
【居宅介護】 【同行援護】 【行動援護】	•		•		(2) 1日に同一サービスを複数回提供するに当たり、別のサービス類型を介在してもなお、2時間以上の間隔を空けることが困難な場合には、各々のサービス提供時間を合算の上、報酬単位を適用しているか。					・サービス提供実績記録票(利用者が押印又は署名しているもの)
	•		•	•	(3) 1人の利用者に対して複数の従業者が交代でサービス提供を行った場合においても、1回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた報酬単位を適用しているか。					
2 本体報酬 (所要時間) 【重度訪問 介護】		•			1回のサービスが午前O時をまたいで2日にわたりサービス提供する場合には、午前O時が属する30分の範囲内における午前O時を超える端数は、1日目に含めて算定しているか。				・別表第2の1 ・留意事項第二の2(2)	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの)
2の2 本体 報酬(対象 者) 【居宅介護】	•				(1) 【居宅における身体介護が中心である場合】 【通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合】 【通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合】 区分1以上に該当する利用者に対して、サービス提供を行った場合				・別表第1の1の注1 ・留意事項第二の2(1)⑥	・受給者証(控え)
					に、所定単位数を算定しているか。 (2) 【通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合】 次のア及びイのいずれにも該当する利用者に対して、通院等介助 (身体介護を伴う場合)が中心であるサービス提供を行った場合に、 所定単位数を算定しているか。 ア 区分2以上 イ 以下に掲げる状態のいずれかに認定されている。 a 歩行				・留意事項第二の(1)⑦	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの) ・個人台帳
	•				「全面的な支援が必要」 b 移乗 「見守り等の支援が必要」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 c 移動 「見守り等の支援が必要」 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」 d 排尿 「部分的な支援が必要」 e 排便 「部分的な支援が必要」 「全面的な支援が必要」					
	•				(3) 【家事援助が中心である場合】 区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(家族等)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助(※1)が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ※1 調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。 ※2 家事援助が中心である場合、利用者が日中活動サービスなどで不在のときに家事援助を行う場合は算定できない。				・別表第1の1注3・留意事項第二の2(1)④・留意事項第二の1(2)	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの) ・個人台帳
2の2 本体報酬(対象者) 【重度訪問介護】		•			(1) 【病院等に入院又は入所していない利用者の場合】 ※居宅又は外出時を想定。 利用者は区分4以上であり、次のア及びイのいずれかに該当してい えか ア ① 2肢以上に麻痺等がある ② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排 尿」「排便」の項目がいずれも「支援が不要」以外(何らか				・別表第2の1注1 ・第二の2(2)①	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの) ・受給者証(控え)
					の支援が必要)と認定されている イ 区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点が10点以上である					
		•			(2)【病院等に入院又は入所している利用者の場合】 区分6に該当し、病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護 を利用しているか。					

VI 報酬算定	及(ゾ取	扱し	١		_			T	,
点検項目	居宅介護	訪問	同行援護	動援	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の2 本体 報酬(対象 者) 【同行援護】			•		(1) 利用者は、同行援護アセスメント調査表による、調査項目中「移動「 害」の点数が1点以上であり、かつ「視力障害」「視野障害」及び「夜 盲」のいずれかが1点以上であるか。				・別表第3の1注1 ・留意事項第二の2(3)① ②	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの)
			•		(2)「盲ろう者向け通訳・介助員」が、身体障害者障害程度等級表の64 に相当する障害を有する者に対してサービス提供した場合は、 25/100を加算しているか。	及 口			・別表第3の1注4 ・留意事項第二の2(3)④	・受給者証(控え)
			•		(3) 区分3に該当する利用者にサービス提供した場合は、20/100を加拿しているか。				・別表第3の1注4の2	
			•		(4) 区分4以上に該当する利用者にサービス提供した場合は、40/100% 加算しているか。					
2の2 本体 報酬(対象 者) 【行動援護】				•	(1) 利用者は、区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち行動 連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれ に相当する支援の度合い)であるか。				・別表第4の1注1・留意事項第二の2(4)	
				•	(2) 行動援護は1日1回のみ算定しているか。				・別表第4の1 ・留意事項第二の2(4)	
2の3 本体 報酬(標準 時間)	•	•	•		≪標準時間による算定≫ 現にサービスに要した時間ではなく、個別支援計画(行動援護の場合は 個別支援計画及び支援計画シート)に位置付けられた内容のサービスを 行うのに必要な標準的な時間で算定しているか。				・別表第1の1注4 ・留意事項第二の2(1)①	
2の4 本体 報酬(請求 書)	•	•	•	•	(1) 介護給付費に係る市町村への実績報告書、サービス提供記録簿 (利用者からサービス提供を受けた旨の確認を証する書類を含む) は整合が取れているか。				別表第1〜別表第4 ・留意事項第二の2	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署
	•	•	•	•	(2) サービス提供日数に誤りはないか。					
	•	•	•	•	(3) 利用者が直接サービス利用していない日を請求書の実績に加えていないか。			╚		
2の5 (本格) (名) (本格) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名	•		•		★ 「2の3 本体報酬(資格に伴う報酬額の変更等)」において、資格要件等は次のとおり読み替える。 ア 初任者研修課程修了者等 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者 (相当する研修課程修了者を含む。なお、介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含む。) イ 基礎研修課程修了者等 ・障害者民宅介護従業者基礎研修課程修了者 (相当する研修課程修了者を含む。なお、訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含む。) ・実務経験を有する者 (平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの。) ウ 重度訪問介護研修修了者 ・重度訪問介護従業者養成研修課程修了者 (相当する研修課程修了者を含む。) エ 旧外出介護研修修了者 ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者 ・ 知の管害者外出介護従業者養成研修修了者 ・ 知立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者					・勤務表(職種を含む) ・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署名しているもの)

VI 報酬算定	三及 で	グ取	扱し	١				1		
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の3 本体 報酬(資格					次の(1)~(5)において、初任者研修課程修了者等以外の者がサービス提供する場合、所定単位数から減算しているか。					・勤務表(職種を含む)・介護給付費等明細書
に伴う報酬 額の変更 等)					(1) 【居宅における身体介護が中心である場合】				・別表第1の1注5	(控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署
【居宅介護】					次のア又はイに掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それ ぞれア又はイに掲げる単位数を算定しているか。				・留意事項第二の2(1)⑨	宗(利用省が押印文は省 名しているもの) ・資格証
					ア 基礎研修課程修了者等が身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。)がサービス提供を行った場合は、所定単位数の70/100に減算しているか。					
	•				イ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に従事した経験を有する者がサービス提供を行った場合					
					a 所要時間3時間未満の場合					
					重度訪問介護サービス費の単位を適用しているか。					
					b 所要時間3時間以上の場合					
					635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を 増すごとに86単位を加算した単位数としているか。					
	_				(2) 【通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合】				 ・別表第1の1注6 	・勤務表(職種を含む)
					ア 次のa及びbに掲げる者がサービス提供を行った場合は、所定 単位数の70/100に減算しているか。				・留意事項第二の2(1)⑨	(控え) ・サービス提供実績記録
					a 基礎研修課程修了者等					票(利用者が押印又は署名しているもの) ・資格証
	•				b 旧外出介護研修修了者 イ 重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業 務の従事経験を有する者がサービス提供を行った場合					• 具俗証
					a 所要時間3時間未満の場合					
					重度訪問介護サービス費の単位を適用しているか。					
					b 所要時間3時間以上の場合					
					635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を 増すごとに86単位を加算した単位数としているか。					
2の3 本体					(3) 【家事援助が中心である場合】				・別表第1の1注7 ・別表第1の1注7	・勤務表(職種を含む)
報酬(資格 に伴う報酬 額の変更					次のa及びbに掲げる者がサービス提供を行った場合は、90/100に 減算しているか。				・留意事項第二の2(1) ⑨ (三)	・介護給付貨等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録
等) 【居宅介護】					a 基礎研修課程修了者等					票(利用者が押印又は署 名しているもの)
					b 重度訪問介護研修修了者					• 資格証
					(4) 【通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合】 次のa~cに掲げる者がサービス提供を行った場合は、所定単位数		_	_	- 別表第1の1注8 - 留意事項第二の2(1) ⑨	
	•				の90/100に減算しているか。 a 基礎研修課程修了者等			ľ		
					b 重度訪問介護研修修了者					
					c 旧外出介護研修修了者					
					(5) 【通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合】			_	·別表第1の1注9 ·留意事項第二の2(1)9	
					次のa〜eに掲げる者がサービス提供を行った場合は、所定単位数 の90/100に減算しているか。					
					a 基礎研修課程修了者等					
					b 重度訪問介護研修修了者 c 旧外出介護研修修了者					
	•				(6) 居宅介護職員初任者研修課程修了者等をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所等において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の90/100に相当する単位数を算定				・別表第1の1注9の2 ・留意事項第二の2(1)⑪	
					場合は、「回につき所定単位数の90/1001c相当する単位数を算定 しているか。					
2の3 本体 報酬(資格 に伴う報酬					(1) 令和3年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員(※)がサービス提供する場合、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定しているか。					
額の変更 等) 【同行援護】			•		※ 視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等 に対して支援を行った経験を有する者をいう。					
			•		(2) 基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者がサービス提供を行った場合、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定しているか。					

VI 報酬算定	及(グ取	扱し	١	•						T
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護		確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の4 本体					≪90日.	以上利用減算≫					•介護給付費等明細書
報酬(90日 以上利用減 算)					場合は	に入院又は入所中の利用者に対して、重度訪問介護を提供する、入院又は入所した病院等において、利用を開始した日から起算日を超えた期間について、80%に減算しているか。				・別表第2の1注2の2 ・留意事項第二の2(2)②	(控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署名しているもの)
		•			×	《注意事項》 ①「病院等」:病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所 ②90日を超えて支援を行う場合は、利用者へのコミュニケーション支 援等の必要性について、市町村が認めた場合に限り、算定できる (80%減算)。 ③90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要 性について市町村が認める必要がある。					
2の5 本体 報酬(重度 障害者の場					≪特に ・重度障 15/10	重度の障害者に対する加算≫ 章害者包括支援の対象となる心身の状態の者へのサービス 00				・別表第2の1注5~6 ・留意事項第二の2(2)⑤	・受給者証(控え) ・サービス提供記録簿(利用者の確認印があるも)
合、区分6該 当者の場					•区分6	の者へのサービス: 8.5/100					の) ・介護給付費明細書(控
合)		•				度訪問介護従業者養成研修を修了した者が、特に重度の障害者対して支援を行った場合に加算しているか。					え)・資格を証する書類
		•			介	援を行うものは重度訪問介護従業者養成研修に加え、重度訪問 護従事者養成研修課程又は重度訪問介護従業者養成研修統合 程を修了しているか。					
000 +#					<i>"</i> = 1						A =##A / ## ffr nn /m #
2の6 本体 報酬(同一 建物減算)	•				(1) 同					・別表第1の1注9の3 ・留意事項第二の2(1)⑫	・介護給付費等明細書 (控え) ・平面図
建物减异)					提	供した場合は、90/100に減算しているか。					・中面図 ・同一建物の利用者名簿 ・サービス提供実績記録
	•				上	業所における1月当たりの利用者(※2)が同一の建物に20人以 居住する建物(同一敷地内建物等は除く)に居住する利用者に対 て、居宅介護を提供した場合は、90%に減算しているか。					票(利用者が押印又は署名しているもの)
					50	業所における1月当たりの利用者(※2)が同一敷地内建物等に)人以上居住する建物に居住する利用者に対して、居宅介護を提 ;した場合は、85%に減算しているか。					
	•				*	(1 「同一敷地内建物等」とは、事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地(事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。)にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指す。					
					*	(2 この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均とし、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値(小数点以下切り捨て)を用いる。					
2の7 本体 報酬(2人の						以上の介護従事者による介護の要件≫				〈居宅介護〉 ・別表第1の1注10	・2人介護の理由を証す る書類
従業者による場合)	•	•	•	•		人の従業者によってサービス提供を行うことについて、利用者の同 を得ているか。				・留意事項第二の2(1)③ 〈重度訪問介護〉	・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録
					(2) 次	のア〜ウのいずれかに該当しているか。				・別表第2の1注7・留意事項第二の2(2)⑥	票(利用者が押印又は署 名しているもの)
					7	ア 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難 と認められる場合				〈同行援護〉	・受給者証(控え) ・利用者又は家族から同
					,	イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場 合				・別表第3の1注5 ・留意事項第二の2(3)⑤	意を得たことを証する書 類
					e	ファイス ファイス ファイス ファイス ファイ ファイ アスはイに準ずると 認められる場合				〈行動援護〉 ·別表第4の1注4 ·留意事項第二の2(4)⑥	
						※ 単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の従事者を派遣する場合は、利用者・家族の同意がない限り含まれない。					
	•	•	•	•	(3)受	給者証に2人介護可である旨記載されているか。					
	•	•	•	•	(4) 派	遣された従業者それぞれについて、所定単位を算定しているか。					
					次	重度訪問介護のみ】 (のア及びイのいずれにも該当する場合は、それぞれ85/100に減 しているか。(所要時間120時間以内に限る)				・別表第2の2注7 ・第二・2・(2)⑥	
		•			7	ア 事業所が新規に採用した従業者が、区分6の利用者の支援に 1年以上従事することが見込まれる場合					
						イ 当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等 の従業者の同行が必要であると認められる場合					

VI 報酬算定	及(グ取	扱し	\			I	ı	T	
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の8 本体報酬(夜間早朝加算・深夜加算)	•	•	•		(1) 《夜間早朝加算》 夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の25/100に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。				〈居宅介護〉 ・別表第1の1注11 ・留意事項第二の2(1)値 〈重度訪問介護〉 ・別表第2の1注8 ・留意事項第二の2(2)⑦ 〈同行援護〉 ・別表第3の1注6 ・留意事項第二の2(3)⑧	・勤務表(職種を含む) ・介護給付費等明細書 (控え) ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの)
	•		•		(2) 《深夜加算》 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービス提供を行った場合に あっては、1回につき所定単位数の50/100に相当する単位数を所定 単位数に加算しているか。					
2の9 本体 報酬(特定					≪特定事業所加算(I)≫ ①~⑨に適合 本体報酬×20/100加算				·別表第1の1注12 ·留意事項第二の2(1)⑤	
事業所加 算)					≪特定事業所加算(Ⅱ)≫ ①~⑤に加え、⑥又は⑦及び⑧のいずれかに適合				1.5.7. XXI = \$1.5.7.9	
≪市への事 前届出が必 要≫					本体報酬×10/100加算 ≪特定事業所加算(Ⅲ)≫					
安//					①~⑤に加え、⑨に適合 本体報酬×10/100加算 ≪特定事業所加算(IV)≫					
					②~⑤及び⑩~⑫に適合 本体報酬×5/100加算 ★ 算定要件 ① 事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。					・研修計画 ・実施状況を示す書類 (研修録)
					② 次に掲げる基準に従い、サービス提供が行われていること。					
					ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての 留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術 指導を目的とした会議を定期的に開催すること。					•会議録
					イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、 当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関す る情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の 確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービ ス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けるこ と。					・情報の伝達をしたことが 分かる記録 ・従業者からの報告の状 況が分かる記録
					③ 事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。					・健康診断結果の記録
					④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。					・重要事項説明書(利用
					⑤ 新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行 による研修を実施していること。					者の同意を示した書面を ・・・・・・・・同行研修の記録
	•		•	•	⑥ 事業所の従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上若しくは従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修一級課程修了者の占める割合が50%以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前3月間におけるサービス提供時間のうち常勤の従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること。					·勤務表 ·資格証
					⑦ 事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を 有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研 修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは居宅介護従 業者養成研修一級課程修了者であること。					·勤務表 ·辞令 ·資格証
					⑧ 1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている 事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配 置していること。					·勤務表 ·辞令
					⑨ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上であること。				・別表第1の1注12 ・留意事項第二の2(1)⑤	·利用者一覧表 ·個人台帳
					① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。					・研修計画 ・実施状況を示す書類 (研修録)
					① 常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準条例により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。					•勤務表
					① 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上であること。					·利用者一覧表 ·個人台帳

VI 報酬算定	及で	グ取	扱し	\							
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項		適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の9 本体 報酬(特定					特定事業所加算(Ⅰ)≫ ①~⑩に適合 本体報酬×20/100加算					·別表第1·2·注9 ·第二·2·(2)⑧	・研修計画 ・実施状況を示す書類
事業所加 算) ≪市への事 前届出が必					サ (日本) (日本) (日)≫ 1)~⑥に加え、⑦又は⑧及び⑨のいず; 本体報酬×10/100加算					xi— 2 (2/©	(研修録) -会議録 -ケース記録等 -健康診断結果の記録
要≫					特定事業所加算(Ⅲ)≫ ①~⑥に加え、⑩に適合 本体報酬×:	0/100加算					・重要事項説明書(利用 者の同意を示した書面を 含む)
					★ 算定要件 事業所の全ての従業者に対し、 し、当該計画に従い、研修(外部 又は実施を予定していること。 	従業者ごとに研修計画を作成 以における研修を含む。)を実施					
					② 次に掲げる基準に従い、サービ	ス提供が行われていること。					
					技術指導を目的とした会議 提供責任者が従業者に対 報若しくはサービスに当た	はサービス提供に当たっての 諸該事業所における従業者の 後の定期的な開催又はサービス して個別に利用者に関する情っての留意事項の伝達や技術 要に応じて行っていること。					
					を担当する従業者に対し、 する情報やサービス提供に の確実な方法により伝達す	ス提供責任者が、当該利用者 毎月定期的に当該利用者に関 ニ当たっての留意事項を文書等 「るとともに、当該利用者に関 ニ当たっての留意事項に変更 を行っていること。					
					③ 事業所の全ての従業者に対し、ること。	健康診断等を定期的に実施す					
2の9 本体 報酬(特定					④ 緊急時等における対応方法が利	川用者に明示されていること。				·別表第1·2·注9 ·第二·2·(2)⑧	・研修計画 ・実施状況を示す書類
事業所加 算) 《市への事					⑤ 新規に採用した全ての従業者に による研修を実施していること。	対し、熟練した従業者の同行				7.7 — 2 (3 /©	(研修録) ・会議録 ・ケース記録等
前届出が必 要≫					⑥ 常時、重度訪問介護従業者の派 深夜帯も含めてサービス提供を						・健康診断結果の記録 ・重要事項説明書(利用
					⑦ 事業所の従業者の総数のうち介 30%以上若しくは従業者のうちた者、介護職員基礎研修課程修了研修一級課程修了者の占める語 しくは算定日が属する月の前3月間のうち常勤の従業者によるサが40%以上であること。	介護福祉士、実務者研修修了 「者及び居宅介護従業者養成 引合が50%以上又は前年度若 目間におけるサービス提供時					者の同意を示した書面を含む)
					⑧ 事業所の全てのサービス提供責有する介護福祉士又は5年以上修修了者、介護職員基礎研修設業者養成研修一級課程修了者で6、000時間以上の指定重度試介護の実務経験を有する者である。	の実務経験を有する実務者研 程程修了者若しくは居宅介護従 又は重度訪問介護従業者とし 5問介護又は共生型重度訪問					
					⑨ 1人を超えるサービス提供責任事業所にあっては、常勤のサー 置していること。						
					⑩ 前年度又は算定日が属する月の数のうち障害支援区分5以上でとする者の占める割合が50%以	ある者及び喀痰吸引等を必要					
2の10 本体 報酬(特別					特別地域加算≫ 体報酬×15/100加算					〈居宅介護〉 ・別表第1の1注13	・受給者証(控え) ・サービス提供実績記録
地域加算)	•	•	•		1)「厚生労働大臣が定める地域」に居住サービス提供を行った場合、1回につ当する単位数を所定単位数に加算し	うき所定単位数の15/100 に相				- 留意事項第二の2(1)値	票(利用者が押印又は署名しているもの)
	•	•	•	•	② 運営規程に定める通常の実施地域を において、特別地域加算を適用する いか。						
2の11 本体 報酬(緊急 時対応加 算)	•	•	•	•	1) サービス提供責任者が、利用者又はについて、緊急対応の必要性を判断しれていないサービス提供を、利用者なてから24時間以内に実施した場合にを限度して算定しているか。	ン、個別支援計画に位置付けら なはその家族からの要請を受け				〈居宅介護〉 ・別表第1の1注14 ・留意事項第二の2(1)⑪	・個別支援計画 ・サービス提供実績記録 票(利用者が押印又は署 名しているもの)
	•	•	•	•	2) 1回の要請につき1回を限度として算る	Eしているか。					·介護給付費·訓練等給 付費等明細書(控え)
					3) 緊急時対応加算の対象となるサービ 事項等を記録しているか。	ス提供を行った場合は、次の					・サービス提供実績記録票
		•			ア 要請のあった時間						・該当する記録
					イ 要請の内容 ウ 当該居宅介護の提供時刻						
					エ 緊急時対応加算の算定対象で	ある旨					
	•				4) 【居宅介護のみ】 身体介護中心型及び通院等介助(身	体介護を伴う場合)のみを加算					・介護給付費・訓練等給 付費等明細書(控え)
2の12 本体 報酬(支援 計画シート 未作成減				•	対象としているか。 接計画シートが作成されていない場合、 いるか。	所定単位数の95/100に減算し				・別表第1・4・注2の2 ・第二・2・(4)⑤	・介護給付費・訓練等給 付費等明細書(控え)
算)											

VI 報酬算定	及(グ取	扱し	١		1	1	ı		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
2の13 本体報酬(身体 物東廃止未 実施減算)					≪身体拘束廃止未実施減算≫ (1) 次のアからエに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算しているか。				·別表第1·1·注16 ·第二·1·(12)	・介護給付費・訓練等給付費等明細書(控え)・身体拘束に係る記録
	•	•	•	•	ア 指定障害福祉サービス基準に基づき求められる身体拘束等に 係る記録が行われていない場合 イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に 1回以上開催していない場合 ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 エ 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施していな い場合					
	•	•	•	•	 ※ 令和5年3月31日までの間は、上記イ~エに該当する場合であっても減算しない。 (2) 算定単位数は適正か(1日につき5単位を減算)。 ※ 複数の減算事由に該当する場合であっても1日につき5単位を所定単位数から減算する。 				四丰笠1 0 冷	・介護給付費・訓練等給 付費等明細書(控え)
3 初回加算	•	•	•	•	≪初回加算≫200単位/月 (1) 新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、次のア又はイによりサービス提供を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月にサービス提供を行った場合				・別表第1・2・注 ・留意事項第2の2(1)®	•受給者証
	•	•	•	•	イ 当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回のサービス 提供を行った日の属する月にサービス提供を行った際にサー ビス提供責任者が同行した場合 (2) サービス提供責任者が同行訪問した旨を記録しているか。 ※ 当該サービス提供責任者は、サービス提供に要する時間を通じて滞 在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、					・サービス提供実績記録票(利用者が押印又は署名しているもの)
3の2 移動 介護加算		•			途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能。 《移動介護加算》 (1) 利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。				・別表第2の2注 ・留意事項第2の2(2)①	・サービス提供記録簿(利用者の確認印があるもの) ・介護給付費明細書(控え)
0.00 10 =1		•			(2) 区分6の利用者に対する移動介護であって、当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合は、85/100に減算しているか。					•受給者証
3の3 移動 介護緊急時 支援加算		•			≪移動介護緊急時支援加算≫240単位 重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援(※)を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害又は精神				・別表第2の2の2注 ・留意事項第2の2(2)①	・サービス提供記録簿(利用者の確認印があるもの) ・介護給付費明細書(控え)
					障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。					
4 利用者負担上限額管理加算	•	•	•	•	≪利用者負担上限額管理加算≫150単位/月事業者が利用者からの依頼を受け利用者負担額合計額の管理を行った場合に算定しているか。※ 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の上限としない。				・別表第1・2・注 ・留意事項第2の2(1)側	・受給者証(控え) ・介護給付費明細書(控え) ・利用者負担上限額管理を行った書類(他事業所との連絡調整、負担額算定を示す書類等)
5 喀痰吸引 等支援体制 加算	•	•	•	•	≪喀痰吸引等支援体制加算≫100単位/日(1) 喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定 行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に所定単位数を加算 しているか。				・別表第1の4注	・受給者証(控え) ・介護給付費明細書(控え) ・利用者の同意書 ・医師の指示書
	•	•	•	•	(2) 特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。					·認定特定行為業務従事 者認定証
	•	•	•	•	(3) 利用者から喀痰吸引の提供に係る同意書を得ているか。 (4) 利用者に対し医師の介護職員等喀痰吸引等指示書が出されている					
	•	•	•	•	か。					

□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	VI 報酬算定	及(グ取	扱し	`				1	T	,
は、東京・山田・東京・北京・東京・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	点検項目	宅介	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	
● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	職員等連携	•				(1) 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等(※)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 ※「社会福祉士等」とは次に掲げる者等をいう。 ・社会福祉士・介護福祉士・ 介護福祉士・ 現学療法士・ 公認心理師					え) ・居宅介護計画 ・アセスメント ・社会福祉士等の協力が 確認できる書類
勝書支援連 携力		•				・看護師 ・保健師 (2) 利用者の日常生活での介助等を必要とする行為について、可能な限り適切に行うことができるよう、能力、現在の状況等を評価(アセ					
間、1回を限度として算定しているか。 ※1 利用者の引継ぎを行う場合は、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について注き類似て行うこと。 ※2 引継ぎを要けた指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは個々の契約に基立さ行うこと。 ※3 指定重該別問介護事業所等から作成者への支払いは個々の契約に基立さ行うこと。 ※3 指定重該別問介護事業所等から作成者への支払いは個々の契約に基準構加算 ※連携加算 《行動障害支援指導連携加算》を273単位 「支援計画シート等」の作成者が、重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の局宅を訪問し、利用者の心身の状况等の評価を当該サービス提供責任者と対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行うこととは、重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行することが確実し見込まれる場合であって、移行する日が国月の初日等であるときなしまっましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	障害支援連					指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を作成した従業者(作成者)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合に、作成者と連携し、					サービス提供記録等・引き継ぎ書・支援計画シート
障害支援指 導連携加算 「支援計画シート等」の作成者が、重度訪問介護事業所等のサービス提 供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の 評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提 供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する月で到月の初日等であるとされ「確果し民込まれる場合であって、移行する日が選月の初日等であるとされ「確果し民込まれる場合であって、移行する日が選月の初日等であるとさい「意味」しているか。 ※1 利用者の引継ぎを行う場合は、「重度訪問介護の対象拡大に 伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行う こと。 ※2 引継ぎを受けた指定重度訪問介護の対象拡大に 伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行う こと。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※4 福祉・介護職員処遇改善加算(I)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本着加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算の算定見込み額を上回る 資金改善に関する計画を策定しているか。 (2) 福祉・介護職員の間金の改善に係る計画、当該計画に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の週本の書が書を記 は、市に届けている は、市に届けている は、市に居は下のは、市に居けている は、市に居けている は、市に居けている は、市に居けている は、中に対している は、中に対			•			間、1回を限度として算定しているか。 ※1 利用者の引継ぎを行う場合は、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行うこと。 ※2 引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者は当該事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定重度訪問介護事業所等から作成者への支払いは個々の契約に					
障害支援指 導連携加算 「支援計画シート等」の作成者が、重度訪問介護事業所等のサービス提 供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の 評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提 供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する月で到月の初日等であるとされ「確果し民込まれる場合であって、移行する日が選月の初日等であるとされ「確果し民込まれる場合であって、移行する日が選月の初日等であるとさい「意味」しているか。 ※1 利用者の引継ぎを行う場合は、「重度訪問介護の対象拡大に 伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行う こと。 ※2 引継ぎを受けた指定重度訪問介護の対象拡大に 伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行う こと。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所の従業者に周知すること。 ※4 福祉・介護職員処遇改善加算(I)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本着加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算(II)≫ 《福祉・介護職員の週本者加算の算定見込み額を上回る 資金改善に関する計画を策定しているか。 (2) 福祉・介護職員の間金の改善に係る計画、当該計画に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の処遇改善的計画等を記 載した福祉・介護職員の週本の改善に係る実施期 間及び実施方法をの他の福祉・介護職員の週本の書が書を記 は、市に届けている は、市に届けている は、市に居は下のは、市に居けている は、市に居けている は、市に居けている は、市に居けている は、中に対している は、中に対	6の3 行動					≪行動隨害支援指導連携加質≫273単位				- 別表第4の4の2注	
#う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行うこと。 ※2 引継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者は当該事業所のサービス提供責任者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所等から指定事重度訪問介護事業所のサービス提供責任者への支払いは個々の契約に基づき行うこと。 ※3 指定行動援護事業所等から指定事重度訪問介護事業所のサービス提供責任者との契約書では、「・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	障害支援指					「支援計画シート等」の作成者が、重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、重度訪問介護等に移行する日の属する月(翌月に移行することが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等であるときにあっては、移行をする日が属する月の前月)につき1					
任者は当該事業所の従業者に周知すること。 ※3 指定行動援護事業所等から指定事重度訪問介護事業所の サービス提供責任者への支払いは個々の契約に基づき行うこ と。 《福祉・介護職員処遇改善加算(I)》 《福祉・介護職員処遇改善加算(I)》 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)》 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)》 《福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見 込み額が、福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見 「金改善に関する計画を策定しているか。 (2) 福祉・介護職員の賃金の改善に係る計画、当該計画に係る実施期 間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届けている)	伴う支給決定事務等に係る留意事項について」を参照して行う こと。					
サービス提供責任者への支払いは個々の契約に基づき行うこと。 14 福祉・介護職員処遇改善加算(I)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員処遇改善加算(II)≫ 《福祉・介護職員の遇改善加算(II)≫ (1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込み額が、福祉・介護職員の過改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定しているか。 (2) 福祉・介護職員の賃金の改善に係る計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員の処遇改善計画書を作成し、市に届けている (2) 福祉・介護職員の過改善計画書を作成し、市に届けている						任者は当該事業所の従業者に周知すること。					七二古巻ごの !
護職員処遇 改善加算 《福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)》 《福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見 込み額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る 賃金改善に関する計画を策定しているか。 (2) 福祉・介護職員の賃金の改善に係る計画、当該計画に係る実施期 間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記 載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届けている	44 +=+1 ^					サービス提供責任者への支払いは個々の契約に基づき行うこと。				미=#4 주루냐	提供責任者との契約書
間及び実施方法その他の福祉·介護職員の処遇改善の計画等を記します。 載した福祉·介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届けている	護職員処遇	•	•	•	•	≪福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)≫≪福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)≫(1) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込み額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る				・留意事項第2の2(1)②	付費等明細書(控え) ・福祉・護職員処遇改善
		•	•	•	•	間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届けている					

Ⅵ 報酬算定及び取扱い 不適 行 確認すべき事項 確認事項 適 点検項目 該 報酬告示 (資料・帳簿等) 介護 護 (3) 加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。 14 福祉・介 □ □ □ □ ・別表第1の5注 •賃金台帳 護職員処遇 ·留意事項第2の2(1)②) 改善加算 (4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市に報 告しているか。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害 補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法等の法令 に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。 (6) 労働保険料の納付が適正に行われているか。 (7) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を算定するにあたり、以下に掲げ □ □ □ □ るA~Dすべての要件を満たしているか。 (8) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を算定するにあたり、以下に掲げ ┃□ ┃□ ┃□ るA、B及びDの要件を満たしているか。 (9) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を算定するにあたり、以下に掲げ ┃□ ┃□ ┃□ るA又はBのどちらかを満たすことに加え、Dの要件を満たしている か。 A ≪キャリアパス要件(I)≫ ・就業規則、辞令又は労 働条件通知書 ① 福祉・介護職員の任用の際における職位・職責又は職務内容 等に応じた任用等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するもの を含む。)定めていること。 ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一 時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めてい ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書 面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 B ≪キャリアパス要件(Ⅱ)≫ ① 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見 を交換しながら、資質向上の目標及び i 又は ii に掲げる具体 的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機 会を確保していること。 a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は •研修計画 技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福 •研修の復命書 祉・介護職員の能力評価を行うこと b 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの ·就業規則 調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等) •給与規程 を実施すること ② ①について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 C ≪キャリアパス要件(Ⅲ)≫ ① 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給す る仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組 みを設けているか。具体的には、次の i からiiiまでのいずれ かに該当する仕組みであること。 a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組み であること b 資格等に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じ て昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を 有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が 図られる仕組みであることを要する c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する 仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給要 件が明文化されていることを要する ② ①の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整

備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)

平成27年4月から、福祉·介護職員処遇改善計画書の届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)の

平成20年10月から、福祉·介護職員処遇改善計画書の届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く)

D ≪職場環境等要件≫

の内容を全ての職員に周知していること。

(10)《職場環境等要件(平成27年4月以降実施する取組)》

内容を、全ての福祉・介護職員に周知しているか。

(11)《職場環境等要件(平成20年10月以降実施する取組)》

の内容を、全ての福祉・介護職員に周知しているか。

VI 報酬算定	及し	り取	扱し	1		1	ı	1	Т	
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	報酬告示	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
15 福祉·介 護職員等特 定処遇改善	•	•	•	•	≪福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)≫≪福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)≫(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定するにあたり、下記「★算定要件」に掲げるア〜クのいずれにも適合しているか。				・別表第1の6注 ・留意事項第2の2(1)②	・介護給付費・訓練等給 付費等明細書(控え) ・福祉・介護職員等処遇 改善計画書 ・サービス提供記録簿(保 護者の確認印があるも の)
	•	•	•	•	(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を算定するにあたり、下記「★算定要件」に掲げるア〜エまで及びカ〜クに適合しているか。					
				•	 ★ 算定要件 ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ① 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。 ② 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材の(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。 ③ 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。 ④ 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。 ④ 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)のの金善後の賃金を書に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善的計画等を記載した福祉・人裁等に関与する計画、当該計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に開知し、市に届け出ていること。 ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等のの資金水準(本加算で表記する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等のの資金が除く、シス・を開まるとはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 ウ 福祉・介護職事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関するもとともで表が、その内容について市に届け出ること。 エ 当該指定療養介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関するものと除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要したで養に対していること。 ウ キの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 					

Ⅷ 職員処遇						Ī	<u> </u>				
点検項目	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	取組状況等	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
1 就業規則 の整備と適 正な運用	•	•	•	•	(1) 職員10人以上の事業者について就業規則を整備しているか。また労働基準監督署に届け出ているか(変更届も同様)。					·労働基準法第39条(年次有給休暇)、第65条(産前産後休暇)、第67条(育児休暇)、第68	・運営規程 ・勤務表 ・労働組合又は労働者
	•	•	•	•	(2) 職員10人未満の事業者については、就業規則を整備する必要はないが、労働条件の明示や公費等の支出根拠の明確化の観点から、就業規則が整備されているか。						の代表者から意見聴取したいことを証する書類・休暇処理に関する書類
	•	•	•	•	(3) 就業規則を職員に周知しているか(事務所内の掲示等の方法による)。					等への周知)	***
2 育児・介 護休暇等の 対応		•			(4) 就業規則と職員の勤務実態は適合しているか。 就業規則に育児休業、介護休業に係る規定を整備しているか。 ※ 育児休業・介護休業制度の内容 ① 育児休業期間 父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2箇月に達するまで。なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6箇月に達するまで。 ② 介護休業期間の取得回数 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業。通算延べ93日まで。 ③ 子の看護(介護)休暇 小学校入学前の子を養育又は要介護状態の家族を介護する労働者					・育児休業、介護休業等育児又 は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律第5条(育児休 業)、第11条(介護休業)、第16 条の2(子の看護休業)、第23条 (事業主の労働時間の短縮措置)	規定 •育児休業、介護休業
3 非常勤職 員の就業規 則	•	•	•	•	は、対象家族が1人の場合は1年に5日まで、対象家族が2人以上の場合は年10日まで、家族の看護や介護のために休暇を取得できる。 (1) 非常勤職員の就業規則は整備されているか。					・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第7条	·非常勤職員就業規則 ·勤務割表
	•	•	•	•	(2) 就業規則と非常勤職員の勤務実態は適合しているか。						
4 職員給与	•	•	•	•	(1) 職員10人以上の事業者について給与規程が整備されているか。					・労働基準法第15条(労働条件 の明示)、第89条(就業規則の 作成及び届出の義務)	・給与規程 ・労働基準監督署への 届出の書類
	•	•	•	•	(2) 労働基準監督署に届出しているか。 (3) 給与規程の内容と実態との間に齟齬はないか。						
	•	•	•		(4) 給料表を定めて、給料表に基づき支給されているか。					・労働基準法第15条(労働条件 の明示)、第89条(就業規則の 作成及び届出の義務)	・給与規程 ・賃金台帳 ・期末勤勉手当、賞与 等の査定根拠等を証 する書類
	•	•	•	•	(5) 給与規程に定めた手当額の支給基準は明確なものであるか。					・労働基準法第15条(労働条件の明示)、第37条(時間外・休日労働、深夜労働、夜勤等の手当)、第89条(就業規則の作成及び届出の義務)	・給与規程 ・時間外・休日手当の 支給実績 ・宿日直手当の支給実 績
	•	•	•	•	(6) 給与規程に基づかない手当を支給した事案はあるか。						・通勤手当、住宅手当 等の申告書及び計算 書類
5 社会保険	•	•	•	•	(7) 賃金台帳を調製しているか。 (1) 被保険者1人以上の法人において職員を社会保険に加入させている					·労働基準法第108条 ·健康保険法第13条第1項、厚	・賃金台帳・社会保険に加入して
料·源泉徵収		•	•	•	か。						いることを証する書類・社会保険料の納付を示す書類
	•	•	•	•	(2) 給与支払いの都度、所得税を徴収し、その徴収する日の属する月の翌月10日までに国(税務署)に納付しているか。 ※【通勤手当の非課税額】 ① 交通機関の使用 ⇒15万円 ② 交通用具の使用 ・通勤距離2キロ未満 ⇒ 非課税措置なし ・2キロ以上10キロ未満 ⇒ 4、200円が非課税限度額 ・10キロ以上15キロ未満 ⇒ 7、100円が非課税限度額					・所得税法第183条 ・地方税法第317条の6第1項	・税務署への納付を示す書類・給与支払報告書の控え
6 労働基準 法に基づく協 定 (24協定:法 定外賃金控 除)		•	•	•	賃金から給食費や親睦会費等の法令に定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合には、労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結しているか。					・労働基準法第24条(賃金控除協定)・労働基準法施行規則第7条の2(賃金の口座等への振込み)	・賃金控除協定 ・口座振込み同意書 ・賃金台帳
7 労働基準 法に基づく協 定(36協定: 時間外労働)	•	•	•	•	(1) 時間外・休日労働をさせる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがない場合には労働者の過半数を代表する者との間で時間外労働及び休日労働の協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。					・労働基準法第36条(時間外及び休日の労働) ・労働基準法施行規則第16条、 第17条(時間外及び休日労働の協定・届出)	・時間外及び休日労働 に関する協定書 ・賃金台帳
	•	•	•	•	(2) 時間外及び休日労働に関する協定は、毎年締結し、更新されているか。						

		重									
点検項目	居宅介護	度訪問介護	同行援護	行動援護	確認事項	適	不適	非該当	取組状況等	根拠法令·条例 (関係法令)	確認すべき事項 (資料・帳簿等)
変形労働 間制に関 る協定	•	•	•	•	(1) 1箇月単位の労働時間制の場合、就業規則にその旨規定するか労 使協定の締結をしているか。					・労働基準法第32条の4(一年 単位の変形労働時間)・労働基準法第32条	・1年単位の変形労働時間制に係る労使協定書・勤務割表
	•	•	•	•	(2) 1年単位の変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届出しているか(年間労働日数280日、連続労働日数6日限度)。						•就業規則
職員の人で管理	•	•	•	•	 ≪労働条件通知書≫ (1) 事業者は、職員採用時における労働契約の締結に際し、労働者に対して次の事項を書面で交付しているか。 ・労働契約の期間 ・期間の定めがある契約更新する場合の基準に関すること ・就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ・労働時間、休憩・休日などに関すること ・賃金の決定方法、支払の時期などに関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む) 					・労働基準法第15条(労働条件の明示) ・労働基準法施行規則第5条 (労働時間の明示) ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条(労働条件に関する文書の交付等) ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第2 条(労働条件の明示)	· 労働条件通知書 · 雇用契約書
	•	•	•	•	(2) ≪帳簿の備え付け≫ 職員の状況を把握するための各種帳簿は常備されているか。 - 出勤簿(タイムカード) - 出張命令簿 - 時間外勤務命令簿 - 休暇処理簿 - 職員の資格証明書 - 履歴書 - 労働者名簿(以下①~⑨を記載すること) ① 労働者の氏名 ② 生年月日 ③ 履歴 ④ 性別 ⑤ 住所 ⑥ 従事する業務の職種 ⑦ 雇入年月日 ⑧ 退職年月日とその事由					· 労働基準法第107条(労働者名簿) · 労働基準法施行規則第53条(労働者名簿)	· 出勤簿、出張命令簿 等各種帳簿
)職員の 生管理	•	•	•	•	⑨ 死亡の年月日及びその事由≪従業者50人以上200人未満の場合、衛生管理者1人≫※200人以上の場合は複数必要(1) 衛生管理者を選任し、その旨労働基準監督署に届出しているか。					・労働安全衛生法第12条(衛生 管理者の選任)、第13条(産業 医の選任)、第18条(衛生委員 会の設置)、第12条の2(衛生推	・衛生管理者、産業度の選任に関する書類・労働基準監督署へ届出書類
			•		(2) 産業医を選任し、その旨労働基準監督署に届出しているか。 (3) 衛生委員会を設置しているか。 ※1【衛生管理者の業務】 ・労働者の健康障害を防止する措置に関することについて技術的事項の管理 ・労働者の衛生の教育に関することについての技術的事項の管理 ※2【産業医の業務】 ・健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康保持、作業及び作業環境の維持管理、労働者の健康管理等					進者の選任)	
	•	•	•	•	≪従業者10人以上50人未満≫ 衛生推進者を選任しているか。 ※【衛生推進者の業務】 ・健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 ・施設・設備等の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づ く必要な措置に関すること					・労働安全衛生法第12条の2 (衛生推進者の選任)	・衛生推進者の選任 関する書類
	•	•	•	•	≪職員の健康管理≫(1) 職員の定期健康診断は年1回実施されているか。					 ・労働安全衛生法第66条(定期健康診断) ・労働安全衛生規則第44条(定期健康診断)、第45条(夜勤従事者等特定業務従事者の定期 	- 定期健康診断の記
	•	•	•	•	(2) 夜勤を行う職員の健康診断は6箇月ごとに行われているか。					健康診断)	
	•	•	•	•	(3) 常時雇用する労働者を雇入れる時は健康診断を実施することとなっているが、実施されているか(医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合は、その項目に係る健康診断は実施しなくともよい)。					 ・労働安全衛生法第66条(定期健康診断) ・労働安全衛生規則第43条(雇入時の健康診断) ・パートタイム労働指針 ・労働安全衛生法第66条の3 	・雇用時の健康診断記録・健康診断書の記録・労働基準監督署へ提出記録・休養室・休憩室のお
	•	•	•	•	(4) 非常勤職員についても、労働契約上期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間同種の通常業務の労働者の4分の3以上の者について、定期健康診断を実施しているか。					(健康診断結果の記録) ・労働安全衛生法第100条(健康 診断結果の労働基準監督署へ の報告)、労働安全衛生規則第 52条 ・労働安全衛生規則第613条、 第618条	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
職場定 支援	•	•	•	•	(1) 退職者を見据え職員の確保を積極的に推進しているか。						・職員の状況(聴き取り調査)
	•	•	•	•	(2) 職員の定着率は適正か。						